

年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、就業規則第 条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

第1条（年次有給休暇の計画的付与）

会社は、労働組合との協定の定めるところにより、従業員の有する年次有給休暇のうち、各年度に付与する年次有給休暇の5日を超える日数の部分について、従業員に計画的に使用させることができる。

2. 年次有給休暇の計画的付与は、全社一斉付与日と個人別付与日を設定する。

3. 従業員は、年次有給休暇の計画的付与日に使用する年次有給休暇を、その他の日に振り替え取得することはできない。

4. 年次有給休暇の計画的付与日に、年次有給休暇を当該年度に付与されず、年次有給休暇を有しない従業員に対し、会社は特別休暇を与えることがある。

第2条（年次有給休暇の計画的付与日）

本協定に基づき、年次有給休暇の計画的付与を行う時期は以下のとおりとする。

全社一斉付与日

個人別付与日 月から 月の間で 日間

部門単位で業務調整をした休暇取得計画表に基づき、取得する。

第3条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

長期欠勤、休職および休業中の者

産前産後休暇中の者

育児休業・介護休業中の者

パートタイマーおよびアルバイト

その他対象外とすることが適当と認められる者

第4条（協議事項）

本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与を実施するにあたり、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

第5条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とし、会社、労働組合に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

印

株式会社 労働組合
執行委員長

印